

複写

一般廃棄物再生利用業指定証

住 所 寝屋川市新家一丁目8番7号

名 称 北口建設工業株式会社

代表者名 北口 隆広

寝屋川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第4条の規定により、次のとおり指定したことを証します。

令和8年2月16日

寝屋川市長 広瀬 慶輔



指 定 年 月 日	令和8年4月1日
指 定 番 号	006
事業の範囲	事業の種類 再生輸送業・再生活用業
	取り扱う一般廃棄物の種類 食品循環資源
指 定 期 間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
指 定 条 件	別紙の通り

指 定 条 件

一般廃棄物再生利用業を営むに当たっては、寝屋川市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則に基づき、一般廃棄物再生利用の適正な処理を継続的かつ安定的に確保するため、下記のことを遵守すること。

令和8年2月16日

寝屋川市環境部長

記

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「同施行規則」並びに「寝屋川市一般廃棄物再生利用業者の指定に関する規則」をはじめ、関係法令を遵守すること。
- 2 再生輸送業及び再生活用業にあたっては、指定を受けた一般廃棄物のみを取り扱うこと。また、いかなる場合も環境の保全に留意すること。
- 3 再生輸送業において排出事業者と接する時は、寝屋川市の指定業者としての自覚を持って紳士的に接すること。また、トラブル等が生じた場合は、自らが責任を持って対処すること。
- 4 再生輸送業にあたっては、車両の運転マナー向上に努めること。決して乱暴な運転や、周囲に迷惑をかけることの無いよう注意すること。
- 5 再生活用業の実施にあたっては、騒音、臭気、粉塵、排水等に関する生活環境保全上の対策を実施するとともに、これらに係る関係法令の設備基準及び排出基準を遵守すること。また、関係機関の指示に従うとともに、苦情等が発生した場合は、貴社において責任と誠意をもって対応すること。
- 6 再生活用業で取り扱う一般廃棄物の処理は、5t/日未満とすること。
- 7 指定基準でもある「寝屋川市一般廃棄物処理実施計画」を遵守するとともに、本市が定める一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する施策・制度に積極的に協力し、また、業務に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

以上